

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	東日本大震災の発生等に伴う労働条件の見直しに関する相談・支援の推進		担当部局庁	労働基準局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	事業開始：平成23年度		担当課室	監督課	達谷窟 庸野			
会計区分	一般会計		施策名	II-2-1 労働条件の確保・改善を図る				
根拠法令(具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災や電力不足対策等の影響により、労働条件の見直しを余儀なくされる中小企業の労使を主たる対象として、労働基準法や労働契約法に定められたルール等労働条件の見直しに取り組む企業の労使に対して、公平かつきめ細やかなアドバイスをを行い、非正規労働者を含め将来にわたり、適正な労働条件が維持されるよう、労使に対する相談対応を行う。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	岩手、宮城、福島労働局管内の労働基準相談員を増員するとともに、新たに東北電力管内の労働基準監督署に労働基準相談員を配置し、労使に対する相談・援助体制の整備を図る。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額(単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
		48		50	98			
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標(アウトプット) <small>※上段( )書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	( 年度)				
	労使の相談者が有用・有益であったとする割合	%	85					
単位当たりコスト	(23年度1次補正 182千円/1月当たりの緊急相談窓口等数) 182千円/1月当たりの緊急相談窓口数			算出根拠	(1次補正の相談窓口の設置に係る予算額(45,920千円)/1次補正において設置した緊急相談窓口数及び外国人労働者相談コーナー数(23箇所)÷11月) 3次補正予算額(50,094千円)/3次補正において設置する緊急相談窓口数(46箇所)÷6月			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」には、「復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化を図る」とされており、これに基づき、労働基準監督署の機能・体制の強化を図る事業であるため、整合性がとれている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災の影響により、岩手、宮城、福島労働局管内の労働基準監督機関に対する相談・申告が大幅に増加していること、また、東北電力管内では、冬期の電力不足対策に取り組む事業主等からの相談に対して、適正な労働条件が維持されるよう、適切に対応する必要があることから、本事業はニーズがあるとともに、優先度の高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				相談員に労働基準関係法令に詳しい専門家を配置するため、労働条件の見直しに取り組む労使からの相談にきめ細やかに対応することができ、適正な労働条件の確保に効果的である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				労働相談を行う機関として最も身近な労働基準監督署に労働基準相談員を配置することにより、必要最低限の経費としている。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				解雇、休業、賃金不払等の労働条件に関する相談に対応するのは、都道府県労働局及び労働基準監督署が行う業務である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				平成23年度当初予算等において、本事業の目的、事業概要と同様の事業はない。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				補正予算成立後、速やかに公募による採用手続きを行うこととしている。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。